

## 川辺町子ども食堂運営支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活に困窮する世帯やひとり親家庭の子どもその他支援を必要とする子どもが健全に育成される環境整備を促進するため、町内において開設する子ども食堂の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助することに関し、川辺町補助金等交付規則(平成29年川辺町規則第1号)(以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる子ども食堂は、次に掲げる要件を全て満たす事業(以下「補助対象事業」という。)とする。

- (1) 主な利用者は、生活に困窮する世帯、ひとり親家庭及びその他支援を必要とする世帯の高校生以下の子ども(以下この条において「対象児童等」という。)とその保護者であること。ただし、その他の世帯(対象児童等とその保護者の世帯以外の世帯をいう。)の子どもや地域の高齢者、障害者等が参加することは差し支えないものとする。
  - (2) 1食当たりの料金は、無料又は実費相当額程度の金額とすること。
  - (3) 年間を通じて計画的に運営するとともに、こども食堂の開始月からその年度末までの月数以上を開催すること。ただし、川辺町立小中学校管理規則(平成12年川辺町教育委員会規則第7号)第4条第2項第4号から第6号までに規定する休業日(以下「長期休業期間」という。)に限定して開設する場合は、年度内の長期休業期間に合計して8回以上開催すること。
  - (4) 開設時は、営利活動、宗教的活動及び政治的活動を行わないこと。
  - (5) 開設時は、常駐できる責任者の配置があること。
  - (6) 翌年度以降も継続的に実施する見込みがあること。
  - (7) 子どもが幅広く参加できるように広報等を行うこと。
  - (8) 管轄する保健所の指導に基づく飲食業の営業許可を受ける等、その他所要の衛生管理を行うこと。
  - (9) 設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、参加者及び事業従事者の傷害保険へ加入し、その他安全確保に努めること。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により、同項の要件を満たさなくなったと町長が認める場合は、補助対象事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす法人又はその他の団体とする。

- (1) 定款、会則等を備えていること。
- (2) この要綱により町の補助を行う補助対象事業とその他の事業等に係る経費を区別し、収支を明らかにできること。
- (3) 活動内容が公序良俗に反していないこと。
- (4) 川辺町暴力団排除条例(平成24年川辺町条例第11号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 団体及び団体の代表者が、市町村民税並びに消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、報償費、旅費、消耗品費(食材費含む。)、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、検便料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他町長が事業の実施に必要と認める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は対象としない。

- (1) 運営団体の構成員の親睦等のための会合及び会議の開催に係る経費並びに飲食に係る経費
- (2) カメラ、パソコン等、子ども食堂以外での利用が認められる備品の購入に係る経費(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費の合計額から、利用料、寄付金その他の収入額を控除した額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と次の各号の子ども食堂運営基準額を比較して低い方の額とする。

- (1) 子ども食堂の設置初年度において運営する場合 1拠点当たり60万円
- (2) 既存の子ども食堂を運営する場合 1拠点当たり30万円(補助対象期間)

第6条 補助金の交付対象となる期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、年度の途中で事業を開始する場合は、事業を開始した日から当該年度の3月31日までとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の開始前又は補助金を受けようとする年度の4月30日までに、川辺町子ども食堂運営支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業誓約書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 事業所要額明細書(様式第4号)
- (4) 団体の定款又は会則
- (5) 補助事業に従事する者の名簿
- (6) 子ども食堂の営業許可証等及び傷害保険の証書等の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請をするに当たり、補助対象経費から消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を減じなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、申請内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、川辺町子ども食堂運営支援補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定をする際は、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (2) 補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助対象事業の完了する日の属する年度の翌年度以降5年間保存すること。
- (3) 補助対象事業の完了後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに町長へ報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等であって自ら消費税等の申告を行わず、本部等で消費税等の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。
- (4) 前号に定める報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を町へ返還させることがあること。

(補助金の実績報告)

第9条 補助事業者は、当該年度の事業が完了した場合は、補助対象事業を完了した日から30日を経過した日又は補助対象事業に係る年度の3月31日のどちらか早い日までに、川辺町子ども食堂運営支援補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業活動報告書(様式第7号)
- (2) 事業実績額明細書(様式第8号)
- (3) その他、写真やチラシ等の運営状況が分かる書類

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の報告があった場合は、検査を実施し事業内容を確認するものとし、その後補助金の額を確定し、川辺町子ども食堂運営支援補助金交付確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、前項に定める補助金額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、川辺町子ども食堂運営支援補助金(概算払)交付請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第8条に規定する補助金の交付の決定通知を受けた後において補助金の全部又は一部を概算により交付を受けようとするときは、前項の規定に関わらず、規則第14条第4項の規定により、補助金額を請求することができる。この場合において、補助事業者は、前項に規定する請求書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項及び前項に定める請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、受理した日から30日以内に支払いを行うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助金の額が確定した後に消費税等の申告により、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第11号)により速やかに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告があった場合において、当該報告に消費税等仕入控除税額により補助金の額を減額するときは、当該減額に係る補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 補助金の額が確定した後に消費税等仕入控除税額が確定した場合において、消費税等仕入控除税額が補助金の額の確定の時よりも減少することとなったときは、補助金の追加交付は行わない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部の取消し、また交付後であっても返還を求めることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他虚偽の申請等により町長が不相当と認めたとき。

(情報提供等)

第14条 補助事業者は、資料の提供、会議への出席等による補助事業の実施に係る情報提供を町長から求められたときは、積極的に協力するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。